

保医発0731第2号
平成21年7月31日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の
一部改正について」の一部訂正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について」（平成21年6月30日保医発第0630002号）について、別紙のとおり訂正するので、その取扱いに遺漏のないよう、各保険医療機関に対して周知徹底を図られたい。



「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について（平成21年6月30日保医発第0630002号）

(79) 胸郭変形矯正用材料

オ セットの設置又は既に設置されたセットの交換を行うための手技料は、区分番号「K142-2」脊椎側彎症手術を算定する。~~なお、当該点数の「注」の加算は算定できない。~~

カ 固定クリップ（伸展術時交換用）を用いた伸展術の手技料は、区分番号「~~K029~~058-4」筋肉内異物摘出術骨長調整手術 4 骨延長術（指（手、足）以外）に準じて算定する。なお、当該手術に限り「K930」脊髄誘発電位測定加算は算定できる。